



🔍 #交通空白解消へ

「交通空白」を生み出さない 持続可能な体制構築の認定制度



- 真に「交通空白」を解消するためには、目の前の「交通空白」への対応と共に、「交通空白」を発生させない先手先手の対応が不可欠
- 「交通空白解消・集中対策期間」(令和7年度～9年度)後も見据え、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進するべく、認定制度を創設

「交通空白」解消に向けた取組方針 2025 (令和7年5月 国土交通省「交通空白」解消本部決定)

「交通空白」の解消にあたっては、各地域において、自治体を中心とする体制の構築が欠かせない。前述のように、加速する人口減少等を踏まえれば、「交通空白」は今後もさらに発生していくことが見込まれ、**集中対策期間(令和7年度～9年度)後も見据えた体制の構築を図る必要がある。**

このため、**集中対策期間において、以下のとおり、地域交通の司令塔機能を担う市町村や事業者、これを支える都道府県における体制構築を進めていくこととする。**

市町村

3か年で300市町村の創出を目指す

R8年8月中の制度開始を予定

都道府県

3か年の間に全都道府県で実施を目指す

R8年度中の制度開始を予定

個々の市町村における体制構築と並行して、**圧倒的な運転者・担い手不足等のもと、限られたリソースの効率化・最適化**を図り、今後も地域交通サービスを維持・確保し、さらに成長や成熟の基軸としていくためには、**事業者・産業・自治体の壁を越えた連携・協働(モビリティ・パートナーシップ・プログラム)が重要**であり、**「共同化・協業化」を進める必要がある。**

共同化・協業化

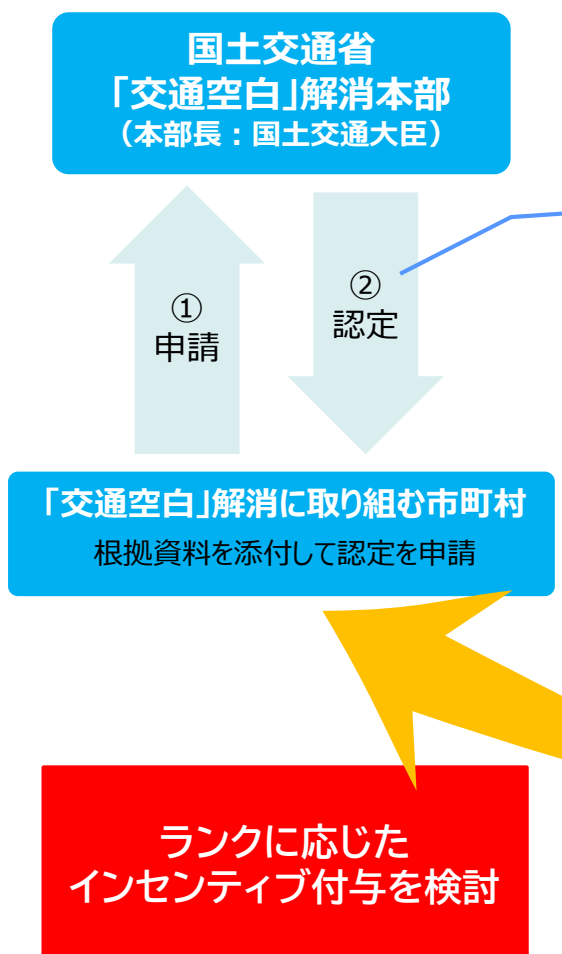
3か年の間に100件の創出を目指す

R8年度中の制度開始を予定

R8年8月中の制度開始を予定※

- 市区町村において、「交通空白」を発生させない持続可能な体制が構築されているかを、自治体内部の位置づけ、地域公共交通計画の内容、担当部局や協議会の体制、ノウハウの蓄積、交通事業者への支援等の観点から評価し、基準を満たす市区町村を国土交通省「交通空白」解消本部において認定。(認定は点数等に応じて3段階)
- 「交通空白」解消・集中対策期間において、予算支援や伴走支援等のインセンティブを付与しつつ、日本全国で持続可能な体制構築を推進。

制度概要



審査の観点

- | | |
|--|--|
| | ① 地域交通の自治体内での位置づけ
総合計画等との整合性、首長等の関与等から、地域交通を重要施策として位置付けているかを審査 |
| | ② シンプルで一貫性のある良い戦略
地域公共交通計画の構成やKPI設定、スケジュール等の内容から、実効性が高い戦略を立てられているかを審査 |
| | ③ 機動的・横断的な体制
多様な分野の関係者の参画、協議会での議論の状況等から、地域交通の課題に対して機動的・横断的に対応可能な体制を整えているかを審査 |
| | ④ 地域交通施策に係るノウハウの蓄積
地域交通に携わる職員数、人材育成事業への参加、外部人材の有効活用の状況等から、組織にノウハウが蓄積しているかを審査 |
| | ⑤ 事業者・実施団体の強靱化
交通事業者の担い手採用、地域交通のサービス提供に対する公共の支援、実施団体の財政状況等から、域内の交通事業者も含めて持続可能になっているかを審査 |

点数や実績に応じて、認定ランク付け

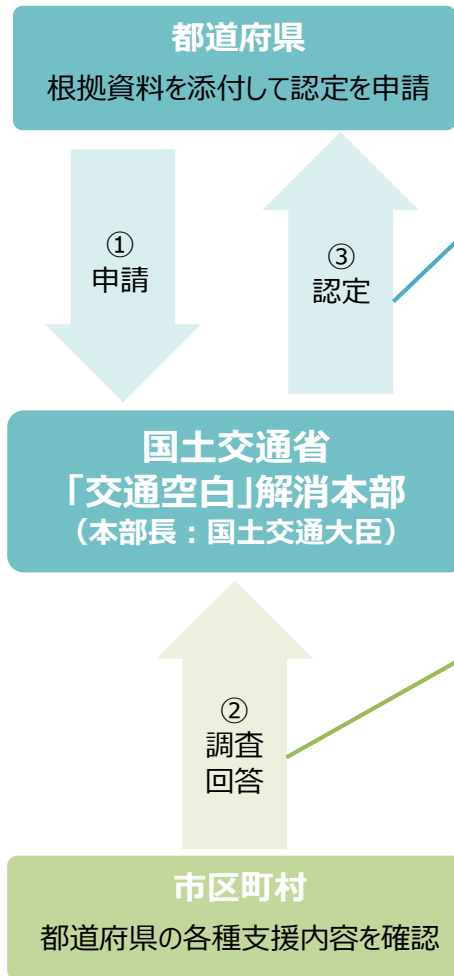


※申請に関するご案内は、運輸局及び国土交通省ホームページ等を通じて行う予定です。

R8年度中の制度開始を予定

- 都道府県において、「交通空白」解消や将来的な交通空白の発生を予防する観点から、市区町村を牽引・補完する体制が整備されているかを、地域公共交通計画の策定や人材確保・育成支援等の観点から取組を評価し、基準を満たす都道府県を国土交通省「交通空白」解消本部において認定。

制度概要



審査の観点【案】

※今後、有識者へのヒアリング等を通じ、検討を行う。



①ヒト&プレイス

人材育成や関係主体間の連携を促進するため、人材育成事業（研修等）や情報交換・交流の場を提供しているかを審査



②データ

市区町村のデータ活用を促進し、計画の高度化を図るために、データ共有の枠組を構築しているかを審査



③リ・デザイン

都道府県として広域的な交通課題に対応するため、地域公共交通計画の策定や市区町村への予算支援の有無を審査



④市区町村から都道府県の実績についての意見やニーズを収集

都道府県による支援内容が実効性を有しているか、市区町村から一定以上の取組として評価されているか等を確認

認定

R8年度中の制度開始を予定

- 担い手不足をはじめ供給面の制約から地域旅客運送サービスの提供に課題が生じている状況に対応するため、地方公共団体、交通事業者、事業者以外の者による輸送資源のフル活用に関する取組に対して、事業の継続性や自治体の関与等の観点から評価を行い、基準を満たす団体を国土交通省「交通空白」解消本部において認定。

制度概要

